

参考資料 2

環境関係法制度における罰則規定の概要

1 ダイオキシン類対策特別措置法

法第44条

特定施設の届け出時の都道府県知事の変更・廃止命令、又は排出基準に適合しない排気ガス又は排出水を継続して排出するおそれがある排出者への都道府県知事の改善・一時停止命令等に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

法第45条

排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出した者で、違反行為が行われた日から3月以内に知事が立入検査させ、その測定結果が排出基準又は総量規制基準に適合しない場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

法第46条

特定施設の新規設置及び変更時の知事への届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金。

法第47条

既存特定施設の届出をせず又は虚偽の届出をした者、又は都道府県知事が求めた報告又は検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者等は、20万円以下の罰金。

法第49条

特定施設の届出事項の変更又は特定施設の譲渡、借受、相続、合併の都道府県知事への届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

法第25条

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者に対し、都道府県知事が行った支障の除去又は発生の防止のために必要な措置の命令（措置命令）に違反した者等は、3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金刑、又はこれを併科。

法第26条

産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が技術上の基準又は申請書に記載した計画に適合していないときに都道府県知事が行った許可の取り消し、又は必要な改善、使用の停止の命令等に違反した者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金。